



令和4年度 就学援助制度のご案内

橋本市では、橋本市立小学校・中学校及び県立古佐田丘中学校に就学する児童・生徒の皆さんが、学校で楽しく安心して勉強できるよう、以下の認定基準に該当し、認定された方に、給食費免除や学用品費などの援助を行っています。

援助を希望される方は、学校へ申し出てください。なお、この就学援助制度は毎年申請が必要です。

★認定基準★

「新入学用品費」については令和2年中の家族全員の所得金額合計額、「新年度の学用品費など」については令和3年中の家族全員の所得金額合計額が、生活保護法による保護基準額に基づき計算した額に満たない場合。(ひとり親家庭の場合は、認定基準額に加算あり)

令和4年度について、今現在国から基準額の通知がないため、変更の可能性がありますので、ご了承ください。また、家族構成（世帯の人数や年齢等）によって基準額が変わるため、下の表は基準額の目安としてご参照ください。

【認定基準額の目安】

家族構成	目安収入月額（世帯合計）
親43歳 親36歳 子7歳(小学生)	約 15万円
親48歳 親42歳 子13歳(中学生) 子8歳(小学生)	約 19万円
親45歳 親41歳 子13歳(中学生) 子8歳(小学生) 祖母73歳	約 22万円
ひとり親加算	(有)
親36歳 子7歳(小学生)	} 約 13万円 約 18万円 約 21万円
親42歳 子13歳(中学生) 子8歳(小学生)	
親41歳 子13歳(中学生) 子8歳(小学生) 祖母73歳	

「ひとり親加算」をした額です



《お問い合わせ先》

橋本市教育委員会 学校教育課 学務係

(TEL 0736-33-6115)